

第1編

本 編



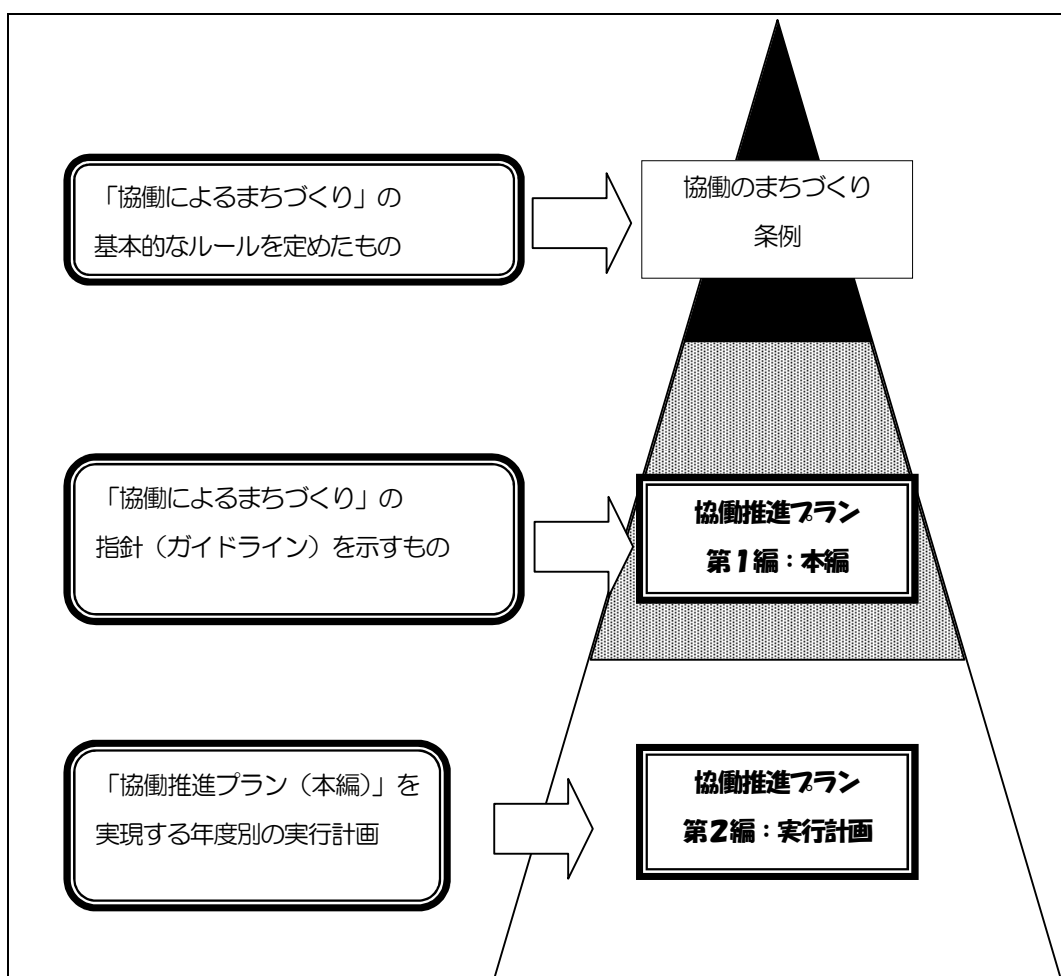
第1章 協働推進プランとは

1 協働推進プランの位置づけ

協働推進プランは、協働によるまちづくりの基本的なルールを定めた「協働のまちづくり条例」の理念である「市民の参加と協働によるまちづくり」を着実に進めるために、その指針（ガイドライン）となる総合的な計画として策定します。

また、山口市市民活動推進支援基本方針（平成19年3月策定）を協働推進プランに引き継ぎます。

【協働のまちづくり条例】と【協働推進プラン】



『協働推進プラン』は、「協働によるまちづくり」を進めていくための計画です。



2 これまでの進捗状況

本市では、平成21年度から47の推進項目に取り組み、平成24年度までの推進状況は下記のとおりとなっています。各項目の取り扱いは、別表(P53～)に整理しています。

推進方針	項目数	実施済	継続推進	一部実施	検討中
I 参加しやすく、活動しやすい環境づくりを進めます	16	6 (37.5%)	8 (50.0%)	2 (12.5%)	0 (0.0%)
II 情報の共有化により、活動の活性化を図ります	15	1 (6.7%)	11 (73.3%)	0 (0.0%)	3 (20.0%)
III 人づくりを通じて、協働の意識醸成を図ります	4	0 (0.0%)	4 (100%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
IV 市政への参画と協働の実践を進めます	6	1 (16.7%)	5 (83.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
V 協働推進体制を整備するとともに、市職員の意識改革を行います	6	0 (0.0%)	5 (83.3%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)
全体計	47	8 (17.0%)	33 (70.2%)	2 (4.3%)	4 (8.5%)

これまで実施してきた各推進項目について、内容の見直しや項目整理を行い、平成25年度以降の推進項目（実行計画 P34～）を決定しました。



第2章 このプランでどのような姿を目指すのですか

1 本市を取り巻く状況

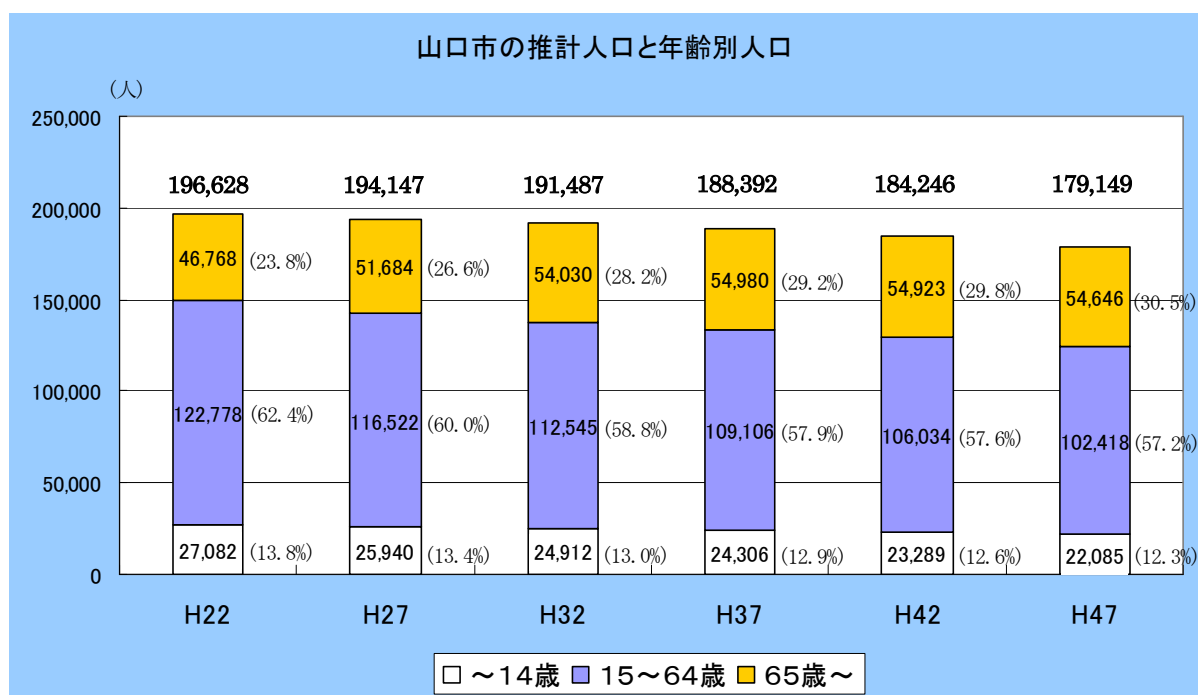
① 人口構造等が変化しています

わが国では平成16年をピークに人口減少社会に転じ、今後65歳以上の高齢者の人口割合がさらに上昇し、15歳未満の子どもの人口割合が減少していくと予想されています。

本市においても例外ではなく、平成22年国勢調査より人口は減少に転じ、65歳以上の高齢者の割合は増加していくことが予想されています。

また、市街地近郊では人口が増加し、農山村部では減少するといった人口の偏りも生じてきています。

これらの人口減少や人口構造の変化、人口の地域的な偏りは、地域における人間関係のつながりの希薄化、地域文化や伝統産業の衰退など、地域活力の低下につながる懸念されています。



(出典：平成22年は国勢調査実績、平成27年以降は市推計。)

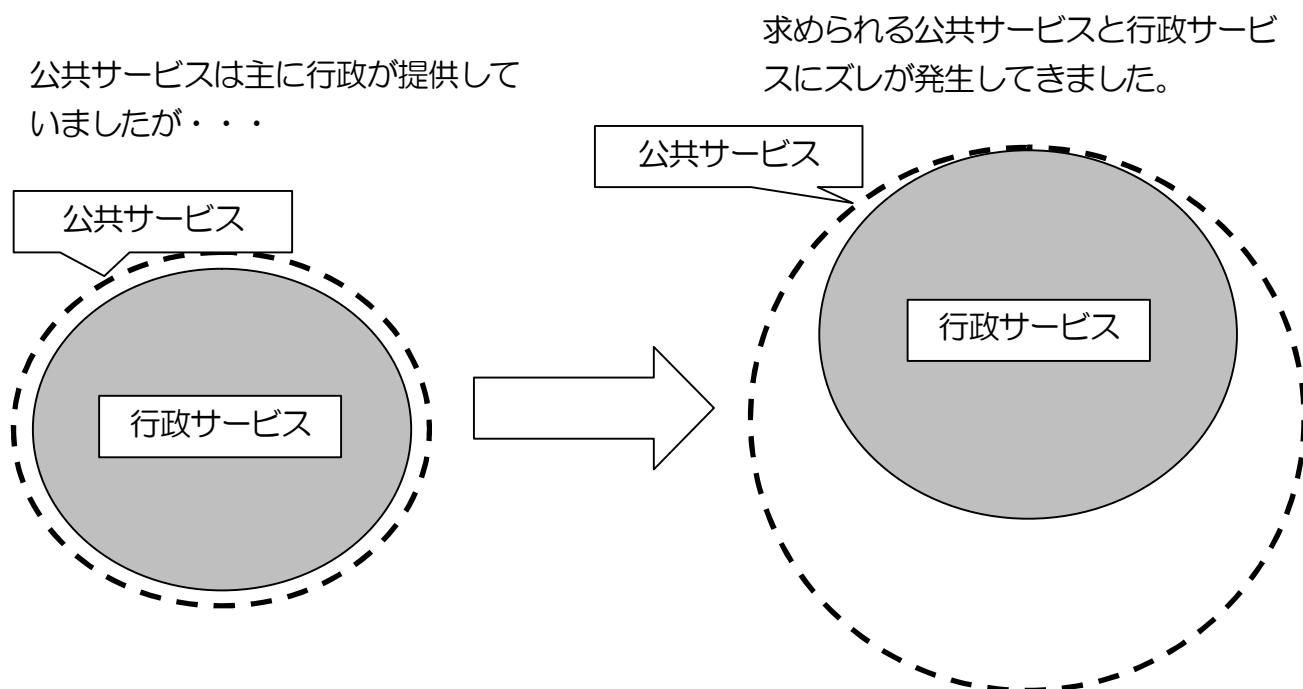
高齢者の方の知恵や経験を、
地域づくりに活かしていくことが
期待されています。



② 市民の皆さんのニーズが多様化・高度化しています

成熟化社会を迎え、市民の皆さんのライフスタイル（生活様式）や価値観の変化に伴い、物質的な豊かさから精神的な豊かさが求められるようになり、市民の皆さんの求める公共サービスは多様化・高度化してきています。

これまでのような公平性・画一性を原則として、財政面でも強い制約がかせられている行政サービスだけでは、これらのニーズに十分に対応することは困難であり、また、市民の皆さんの協力無しには、満足度の高い、効果的な対応が不可能なものも多く発現してきています。



昔は無かったようなニーズに対応していく必要があります。



③ 市民の皆さんがまちづくりに主体的に関わることが求められています

国の権限や財源を地方に移す「地方分権」(※1)が進む中、市民の皆さんの満足度の高いまちづくりを実現するためには、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識のもと、市民の皆さんがまちづくりに主体的に関わっていくことが大切です。

個人が自立した生活を送ることを基本として、個人では対応が困難なものは、地域で解決し、さらに地域では解決の難しい課題や非効率なものについては、行政との適切な役割分担のもとで連携、協力して解決していくことが求められています。

※1 平成12年に地方分権一括法が施行され、国と地方公共団体は、従来の主従の関係から対等な関係になりました。地方自治体は、自らの責任と判断で市民のニーズに主体的に対応していかなければなりません。

地方自治の本質は、地域のことは地域で考え、自ら解決し、それに対して責任を持つことです。(自己決定、自己責任)



**自分で出来ることは自分で、地域
で出来ることは地域で解決していく
ことが大切です。**

④ 市民意識が高まり、新たな担い手が出現しています（市民活動の活発化）

社会経済情勢や価値観の変化により、公共サービスに対する市民ニーズが多様化・高度化しています。市民ニーズには様々なレベル（水準・程度）があり、市民活動団体や地域コミュニティなどで対応できるものや、行政でなければ対応できないものなどもあります。

平成7年1月の阪神・淡路大震災、そして平成23年3月の東日本大震災を契機に、地域活動やボランティア（自ら進んで行う社会奉仕）活動、市民活動などへの参加意識が高まり、活発になってきています。こうした様々なまちづくりの主体は、地域社会における新たな公共サービスの担い手として期待されています。

⑤ 合併により市域が広がり、各地域の実情に応じたまちづくりが求められています

本市は、平成17年10月の旧1市4町、さらに平成22年1月の旧阿東町との合併により1,023平方キロメートルの広大な面積を有する自治体となりました。市内には、地形や歴史、文化等、様々な特色を有する21の地域があり、それぞれの地域の実情に応じたより豊かな地域づくりが求められています。

様々な状況変化に対応していかなければなりません。



2 本市の目指す姿

それでは本市を取り巻く様々な状況の中で、どうしていけばいいのでしょうか？



本市には、市民の皆さんをはじめとして、事業者や大学等の教育機関、行政など、様々な特徴や得意分野（人、モノ、資金、知識、技術、情報など）を持ったまちづくりの主体が多くあり、それぞれの活発な活動は、本市の大きな特徴であり強みでもあります。

そこで、各まちづくりの主体が得意分野を活かしながら連携・協力し、社会課題や地域課題を解決していく「協働によるまちづくり」を、本市の実情にあわせて進めていきます。

その結果、「市民が自らの手でまちづくりを行う住民自治の促進」「地域力の向上」「地域内での連携・協力の強化」が図られ、今後とも住み続けたい、子どもたちに残していきたいと思うような、皆さんが幸せを感じられる豊かな地域社会の実現へとつながっていきます。

このことを踏まえ、本市では次のような地域社会を目指していきます。

目指す地域社会の姿

市民の皆さんや事業者、教育機関、行政等、様々なまちづくりの主体が参画し、連携・協力して、社会課題や地域課題の解決を主体的かつ継続的に行う「協働によるまちづくり」を推進することにより、

- ① 「住民自治の促進」
 - ② 「地域力の向上」
 - ③ 「地域内での連携・協力の強化」
- が図られる

『個性豊かで 活力のある 自立した 地域社会』

「自分たちの望むまちを、自分たちでつくる」という意識が大切です！！



個性豊かで 活力のある 自立した 地域社会

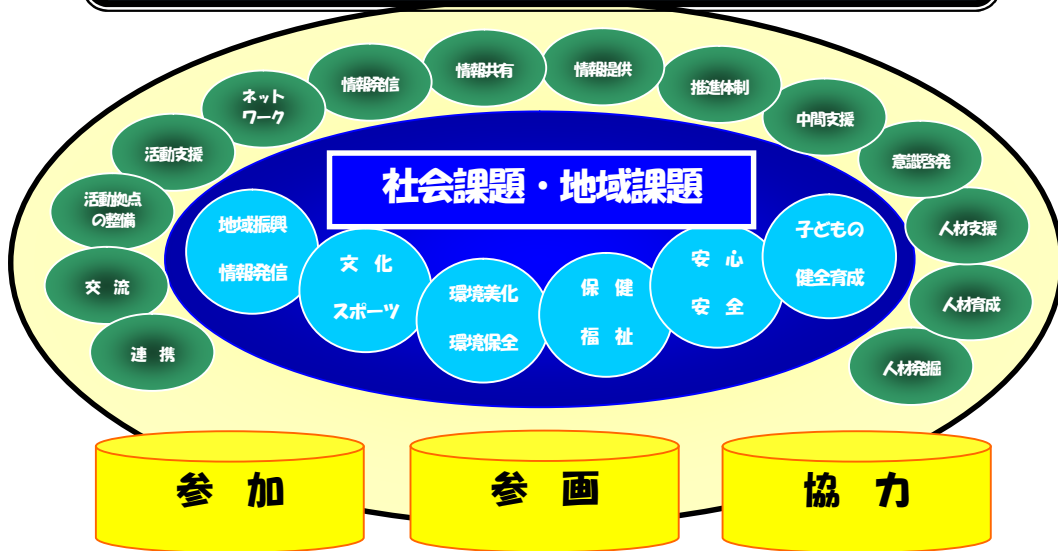
地域力の
向上

住民自治の
促進

地域内での
連携・協力の
強化

社会課題・地域課題の解決

「協働によるまちづくり」



「個性豊かで 活力のある 自立した 地域社会」の実現を目指し、「協働によるまちづくり」を推進していきます！！



3 数値目標

このプラン全体の数値目標は、市総合計画の「施策7-① 人のきずなでつくるまち」と「施策7-② 市民と行政の協働によるまちづくり」と同じ成果指標を採用します。

また、職員に対しても毎年度アンケートを実施し、協働の理解度についても検証していきます。

①地域活動に参加している市民の割合【単位：％】

基準値 (H18年度)	H23年度 実績	目標値 (H24年度)	目標値 (H29年度)
37.5	37.2	45.0	50.0

②市民活動を行っている市民の割合【単位：％】

基準値 (H18年度)	H23年度 実績	目標値 (H24年度)	目標値 (H29年度)
10.8	11.6	13.0	15.0

③まちづくりや市民参画の活動に参加している市民の割合【単位：％】

基準値 (H18年度)	H23年度 実績	目標値 (H24年度)	目標値 (H29年度)
18.8	22.1	23.0	30.0

④市政に市民の声が反映されていると思う市民の割合【単位：％】

基準値 (H18年度)	H23年度 実績	目標値 (H24年度)	目標値 (H29年度)
26.0	29.3	30.0	35.0

⑤協働ということを説明できる職員の割合【単位：％】

基準値 (H18年度)	H23年度 実績	目標値 (H24年度)	目標値 (H29年度)
26.0	88.5	100	100

※ ①～④の数値については市民アンケートから、⑤については職員アンケートから取得しています。

第3章 協働によるまちづくりとは

1 協働の定義

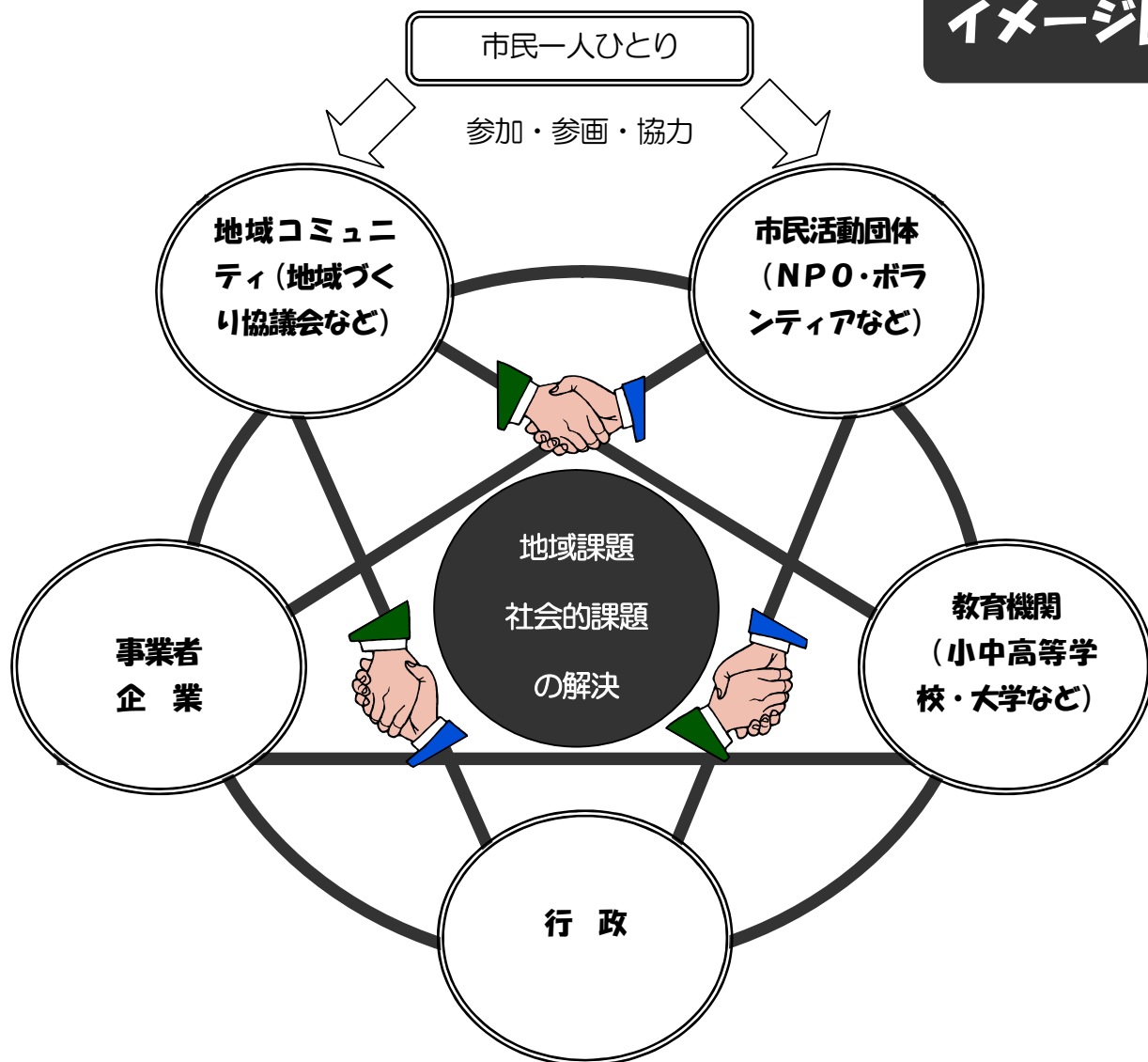
『協働』とは、『市民と行政、又は市民同士が相互に相手の特性を理解及び尊重し、共通の目的に向かい、責任と役割分担を明確にし、共に取り組むこと』です。



協働は、同じ目標に向かって、共に考え、連携・協力して取り組むまちづくりの「手段」です。

様々な主体の「協働」によるまちづくり

イメージ図



2 協働によるまちづくりに向けての基本的な考え方

協働する主体同士が、協働による効果をより高め、相乗効果を上げるためには、協働を実践する段階で必要となる次の6つの考え方を認識しておくことが重要です。

①目的を共有しましょう

円滑に協働を進めるためには、まず目的をはっきりとさせ、共有することが大切です。一方の目的に従わせたり、合わせたりするような関係では、協働は円滑に進みません。

②相互に理解しましょう

協働する主体は、互いの特性や価値観、行動原理の違いの相互理解に努めることが大切です。

③相互に尊重し、対等な関係であることを認識しましょう

協働する主体は、お互いがまちづくりのパートナー（相手方）であるという意識を持ち、お互いに尊重しながら、対等な関係であると認識した上で信頼関係を築いていくことが大切です。



対等な関係とは、協働事業を行う際に、すべて平等に役割（仕事）を担うということではありません。

上下の関係や主従の関係ではなく、相手を尊重しながら、共に考え、共に汗を流しながら、パートナーとして行動する関係が必要です。



④自主性・自立性を尊重しましょう

地域コミュニティ活動や市民活動は、自主的かつ自己責任のもとで行われていることを理解しなければいけません。そのため、協働する主体は、お互いの活動の自主性や自立性を尊重した上で、取り組むべき課題に対して役割や責任を分担して取り組むことが大切です。

⑤情報公開・情報共有をしましょう

協働する主体は、その活動内容の透明性を確保することが大切です。事業の企画や立案、実施、評価を通して、市民の皆さんに対する説明責任を果たしながら、参加機会を広く確保するとともに、協働する事業の過程や成果などを積極的に公開し、透明性を高めていくことが必要です。

また、積極的に話し合いの場を設定したり、情報発信することによってお互いに情報を共有しながら進めていくことが大切です。

⑥評価をしましょう

協働の評価は、事業の結果だけでなく、協働する双方の関係を含めて、各段階において客観的に評価する過程を組み込み、検証していく必要があります。

【PLAN 課題発見、計画】⇒【DO 実行】⇒【SEE 評価、見直し】というPDSマネジメントサイクルにより、事業を改善していくことが大切です。

協働による効果を最大限に高めるには、自由な意見交換ができ、お互いに納得して事業を進められる関係を築き、双方が持つ力を十分に活かすことが大切です。



3 協働によるまちづくりの効果

市民の皆さんをはじめとする様々なまちづくりの主体が協働することにより、次のような効果があると考えられます。

①市民の皆さんが望む、きめ細やかな対応ができます

社会課題や地域課題に対して、市民の皆さんが望む、きめ細やかな対応が可能になります。

またその結果、様々なニーズを把握することができ、新しい公共サービスの創出につなげることができます。

②地域力が向上し、住民自治の促進が図られます

様々なまちづくりの主体が、より良い地域づくりを目指して主体的に地域課題の解決に携わり、自治意識や地域課題の解決能力の向上が図られることで、市民の皆さんの参加意欲が高まり、活動が活性化します。また、新たな人材の育成や活動範囲の拡大なども期待されます。

このように、様々な主体が共に力を出し合うことで地域社会を支える力が高まり、住民自治の促進が期待されます。

③市民との信頼関係の構築と行政機能の見直しにつながります

行政が市民の皆さんと協働し、行政のまちづくり情報を提供、発信することなどによって、行政の透明性がさらに高まり、市民の皆さんの理解と信頼関係の向上が図られます。

また、職員の協働によるまちづくりへの理解を深め、行政が様々な主体との実践を積み重ねることにより、事業の見直しや職員の意識改革、行政の体質改善が行われ、行政機能の見直しにつながります。

《経費削減のためではありません》

市民の方から「市は経費削減のために、協働といているのでは」といった質問を受けることがあります。協働は経費削減の手法ではありません。

確かに営利を目的としない地域コミュニティや市民活動団体は、低いコストでの対応や、同じコストでも市民ニーズにあった質の高い対応ができる可能性があり、結果的に経費の削減につながることもあります。それは結果として生じるものであり、協働によるまちづくりが本来目指すものではありません。

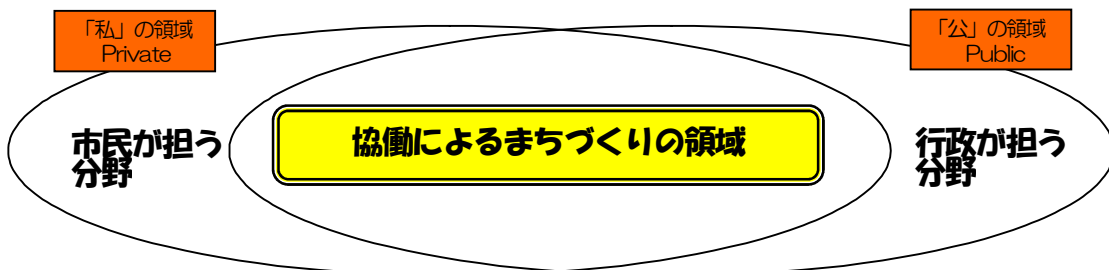
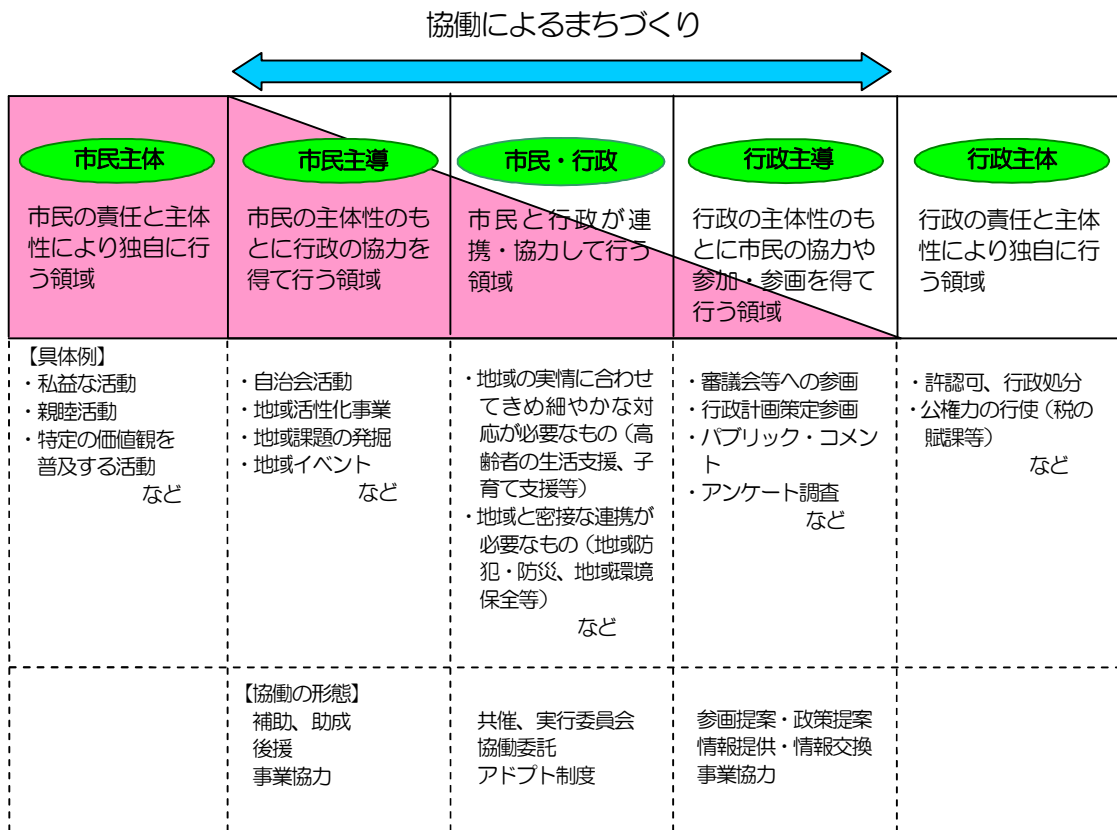


4 協働によるまちづくりの領域

社会課題や地域課題を解決し、市民の皆さんが望むまちづくりを行うためには、市民と行政の役割分担が必要です。協働の領域には、市民と行政とが協働する領域、市民相互に協働する領域、市民又は行政が主導的に取り組む領域など、様々な領域が存在します。

協働の場面は様々な段階があり、行政の関与の仕方や程度も多様ですので、実施や検証を行いながら、協働にふさわしい領域を考えていく必要があります。

【領域イメージ】



協働の領域には、「市民が主体性を持つもの」、「行政が主体性を持つもの」、「市民と行政双方が同等の主体性をもって協働するもの」があります。



5 協働に適した分野や事業

協働が可能な分野としては、福祉や環境、防災など様々なものが考えられます。今後、それ以外にも協働が可能な分野については、幅広く検討していきます。

類 型	協働による効果	対象事業例
①地域ごとにきめ細やかな対応が必要な分野	市民の柔軟性や機動性を活かし、一人ひとりの市民の個別的なニーズや地域の実情に即した対応が期待できます。	子育て支援 高齢者や障がい者の介護支援 高齢者の見守り など
②地域社会との密接な連携が必要な分野	地域固有の課題を解決するための活動や、地域特性を踏まえた事業等で、地域の状況を的確に把握している市民が主体的に参加することで、地域の課題解決力が高まることが期待できます。	防災・防犯などの安心・安全活動 災害時の安否確認や救急活動 子どもの見守り、青少年問題 公園や施設の管理運営 コミュニティ活性化事業 地産地消 など
③当事者性を活かし、解決を求められる分野	具体的な地域課題に対応して活動をはじめた組織が多く、そうした当事者性を活かすことにより現実的・効果的な解決につながることを期待できます。	街並みや景観保全活動 リサイクルやごみ分別、水質保全 などの環境保全活動 など
④専門性を求められる分野	独自の専門知識や技術、その蓄積等を活用することで、より効果的な事業展開が期待できます。	教育・芸術・文化活動 スポーツなどの生涯学習 国際交流活動 食育 など
⑤行政が着手していない分野	行政の制度や施策が追いついていない新たな公共的課題等について、市民の自由な発想や迅速性を活かした対応が期待できます。	コミュニティ・ビジネス（※）など
⑥合意形成が必要な分野	行政の基本的な計画や事業の策定時に多くの市民の意見を反映することが期待できます。	市の基本的な計画策定 事業の企画・運営 など

※ コミュニティ・ビジネス……市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法を用いて解決し、またコミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元する取り組みをいいます。

6 協働の形態

本市では、様々なまちづくりの主体（P19～）が行う協働の形態は、次のものを考えています。

協働を行う場合、お互いの立場を尊重し、対等な関係で議論を行う中で、信頼関係を築いていくことが各形態に共通して重要です。

事業の内容や趣旨を協働の主体同士が双方でよく確認しながら、最も効果が期待できる形態を選択することが必要です。

形 態	内 容	実施する上での主なポイント
共催	協働主体と市が共に事業主体（主催者）となって事業を行う協働形態	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容は、企画、立案段階から十分協議を行います。 ・取り組む目的を明確にし、共通認識のもと実施します。 ・負担が一方に偏らないようにします。 ・協定書などにより、役割分担や責任の所在、経費負担などを明確にします。 ・会場使用料の減免や補助金の支出のための名義的な共催にならないようにします。 <p>（手続きは、山口市後援及び共催に係る事務取扱要綱参照）</p>
後援	協働主体が主催する取り組みに対して市が「後援」という形で名を連ねる協働形態	<ul style="list-style-type: none"> ・「後援」することは、対外的に公表されることを踏まえ、その事業の目的、内容を十分に理解し、公共性や公益性を検証し、責任を持って判断します。 <p>（手続きは、山口市後援及び共催に係る事務取扱要綱参照）</p>
実行委員会（協議会）	協働主体と市が実行委員会や協議会を構成し、実行委員会や協議会が主催者となり事業を行う協働形態	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の検討段階から協議し、実施目的の明確化と情報の共有化を図ります。 ・参加メンバー（構成員）に過不足が生じないようにします。 ・協定書などにより、役割分担や責任の所在、経費負担などを明確にします。 ・実施が長期に及ぶ場合は、随時、進捗状況を確認し、円滑な意思疎通を図ります。
アドプト制度（里親制度）	協働主体が道路や公園などの公共施設の里親となり、美化活動や施設の現状報告を行い、市は保険加入や物品の支給などを行う協働形態	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容は、企画、立案段階から十分協議を行います。 ・協定書などにより、相互の役割分担や経費負担を明確にします。
事業協力	協働主体と市がお互いの特性を活かし、一定期間継続的な関係で協力し合いながら事業を実施する協働形態	<ul style="list-style-type: none"> ・協働主体の専門性や機動性等を活かし、実験的に取り組む事業等に適しています。 ・協定書などにより、相互の役割分担や経費負担を明確にします。

形態	内容	実施する上での主なポイント
協働委託	新たな地域課題や社会的課題に対して市と市民双方が責任を持って担うべき分野として考えられている領域において、協働主体の特性や能力を活かしてより効果的に事業目的を達成する協働形態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協働委託が単なる行政の下請にならないよう、協働の視点に立ち、事前及び実施過程で十分な協議と調整を行い、事業の仕様等に関し、協働主体の自主性と自立性を尊重した事業展開が必要で す。 ・ 企画から実施、評価に至るまで、協働という視点を持ちます。 ・ 確実な履行が確保されるよう、受託者の選定に当たっては事業遂行能力等について十分に検討するとともに、履行の的確な把握に努める必要があります。 ・ 協働委託については、特定の団体に固定化しないよう、できるかぎり競争原理を働かせるとともに、同一団体との協働を継続する場合は、一定期間ごとに見直しを行います。
補助、助成 (補助金、助 成金、交付金)	協働主体が行う事業に対して財政的な支援を行うことで公共を実現する協働形態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協働主体の自主性や自立性を損なわないようにします。 ・ 行政の過剰な関与は避けます。 ・ 補助金等の交付は、透明性や公平性を確保します。 ・ 補助金等の本来の目的は、「育成支援」や「団体支援」でなく、「活動支援」です。 ・ 補助等により、市民との対等な関係を失わないよう注意します。 ・ 補助等の制限や期限を設けるなど、市民の自立を促します。 ・ 取り組む内容によっては、協働委託の形態に移行します。
参画提案・ 政策提案	市の施策について、専門的な知識や経験、情報等を活かすため、審議会や委員会などへの参加を求め、意見や提案を求めたり、また市民が持つ専門的な知識、技術や地域に密着したきめ細やかな活動経験を活かし、行政施策に対し独自の企画や代案を提案する協働形態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 客観的で合理的な採用、選定基準を定めるなど、透明性や公平性の確保に留意します。 ・ 要望や批判だけでなく、建設的な意見交換を行います。 ・ 提案の内容によっては施策に反映できない場合もあります。その場合には、反映できない理由を明確にし、協働主体にその旨を説明します。 ・ 市民も、日ごろから、行政と率直な意見交換や情報交換を行い、自らの特性を活かした具体的な提言をします。
情報提供・ 情報交換	協働主体と市が、それぞれ持つ情報を提供し合い、又は協働主体から意見、市民ニーズなどを聴く協働形態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協働する双方が情報を共有し合います。 ・ 地域の課題や市民の声を聴く姿勢が必要です。 ・ 互いの立場を尊重し、建設的な意見交換をします。 ・ 市民ニーズを市政に反映するため、どのような協働が可能かを検討します。市政に関する情報提供は、結果だけでなく経過（政策形成過程）も説明します。

7 協働によるまちづくりの様々な主体とその役割

協働の領域（P15）において、それぞれのまちづくりの主体が役割を果たすことが大切です。

(1) 市民一人ひとり

- 市民の皆さんは、まちづくりの主役であり、様々な協働の主体の原動力です。
- 協働のまちづくり条例やこのプランでは、「市民」を市内に居住している人をはじめ、市内で働く人や学んでいる人、公共的・公益的な活動をしている人などを含めて「市民」としています。
- 市民の皆さんは、地域社会へ関心を持ち、自らできることを考え、地域活動や市民活動に積極的に参加、参画していくよう努めましょう。
こうした市民の皆さんの主体的な参加や活動が、協働によるまちづくりを支えていく力になります。

(2) 地域コミュニティ

- 地域コミュニティとは、自治会や町内会、婦人会、子ども会、老人クラブ、PTAなど、地縁に基づいて住民の皆さんが自主的に参加し、住み良い地域社会を構築することを目的とした団体のことです。
- 特に自治会や町内会は、会の趣旨に賛同した地域住民であれば、誰でも加入できる基礎的な住民組織です。地域住民が安心・安全に暮らすための活動や住民同士の交流による地域の活性化など様々な取り組みが行われています。
- 地域コミュニティの機能としては、地域を取りまとめ、地域の課題やニーズの把握と、地域内の情報収集や提供などがあります。
- 地域課題の解決のためには、地域の実情を地域自らが一番把握していることから、地域の中で、市民の皆さんの意思を反映させる仕組みや地域課題を話し合うための場をつくり、計画的に地域課題に取り組む体制（地域づくり協議会）を構築していくことが重要です。

皆さんに最も身近なコミュニティ（共同体）、それが地域コミュニティです。





地域を包括する組織「地域づくり協議会」



●協働によるまちづくりを進めるためには、その担い手である地域コミュニティに期待される役割も大きくなっています。

各地域においては、様々な地域コミュニティがそれぞれの地域の特色を活かした活動を行っており、活動が更に充実していくことが重要であることはもちろんですが、そうした地域で活動する各種団体が、地域内で連携・協力することで、地域の人と人がつながり、これまで解決できなかった地域課題が解決でき、地域全体がさらに活性化することができます。

●本市では、自治会を中心として様々な団体が連携し、地域づくりに取り組む主体を総称して「地域づくり協議会」と位置づけており、現在、市内21地域の全てに地域づくり協議会が組織されています。

●地域づくり協議会は、地域を包括する組織として、その役割は非常に大きく、地域の課題解決に、市民活動団体や事業者、教育機関、行政との連携を図り主体的に取り組んでいきます。また、地域活動を活性化させるため、女性や若年層の参加、世代間交流を推進し、次世代へのまちづくりの担い手を育成していきます。キーワードは、「地域内の連携」と「地域の総合力の強化」です。

①地域づくり協議会のかたち



地域づくり協議会のかたちについては、こうでなければならないという定まったものはありません。

名称や組織も、例えば、「〇〇自治会連合会」や「△△地域コミュニティ推進協議会」などの既存組織の名前や組織をそのまま活用したり、あるいは新たに「◆◆地区地域づくり協議会」という名前の組織を立ち上げた地域もあります。

組織形態も、その地区の実情に応じたものとするのが重要です。テーマごとに様々な課題を協議し、解決を目指し活動するための「専門部会」を設置することなども効果的です。

② 透明性の高い運営や参加しやすい組織づくり



地域づくり協議会は、「地域づくりの主体」として重要な立場にあり、積極的な情報発信による透明性の高い運営や、住民の皆さんが協議会の中で議論し、意見を反映していけるような、参加しやすい組織づくりが求められています。

③ 期待される役割



ア 地域課題の解決への取り組み

地域の抱える課題はそれぞれの時代ごとに変化しています。

その時々で地域の課題を掘り起こし、住民のニーズを把握しながら、着実に対応していく必要があります。

様々な地域課題に対し、地域でできることに対しては積極的にその解決に取り組むとともに、困難なことに対しては近隣地域や市民活動団体、学校、事業者、行政等との協働により解決するなど、地域課題の解決において主体的に取り組む団体として期待されています。

イ 地域の調整、とりまとめ役

地域づくりのために地域の様々な力が発揮されやすいように、それぞれをつなぎ、調整する機能が期待されています。

また、地域のとりまとめ役として、地域内での合意形成を図りながら、市の政策に参画することが求められています。

ウ 地域の特性や資源を活かした地域づくり

それぞれの地域には、その地域独自の特性や自然、観光資源、文化資源などがあります。そうした地域の特性や地域の資源の価値を見つめ直し、継承・活用することにより、地域に対する誇りや愛着、地域の連帯感を育みながら特色のある地域づくりを行うことが求められています。

④ 地域づくり計画



地域づくり協議会が活動するに当たっては、その地域の良さや課題を把握した上で、将来どのような地域を目指すのか、またそのためにどのような取り組みをするのかといった内容の活動計画を立て、それに基づき活動することが有益です。

このようなことから、各地域においては活動の指針となる「地域づくり計画」が策定されています。

**地域づくり協議会は「地域づくり計画」
に沿って活動していきます。**



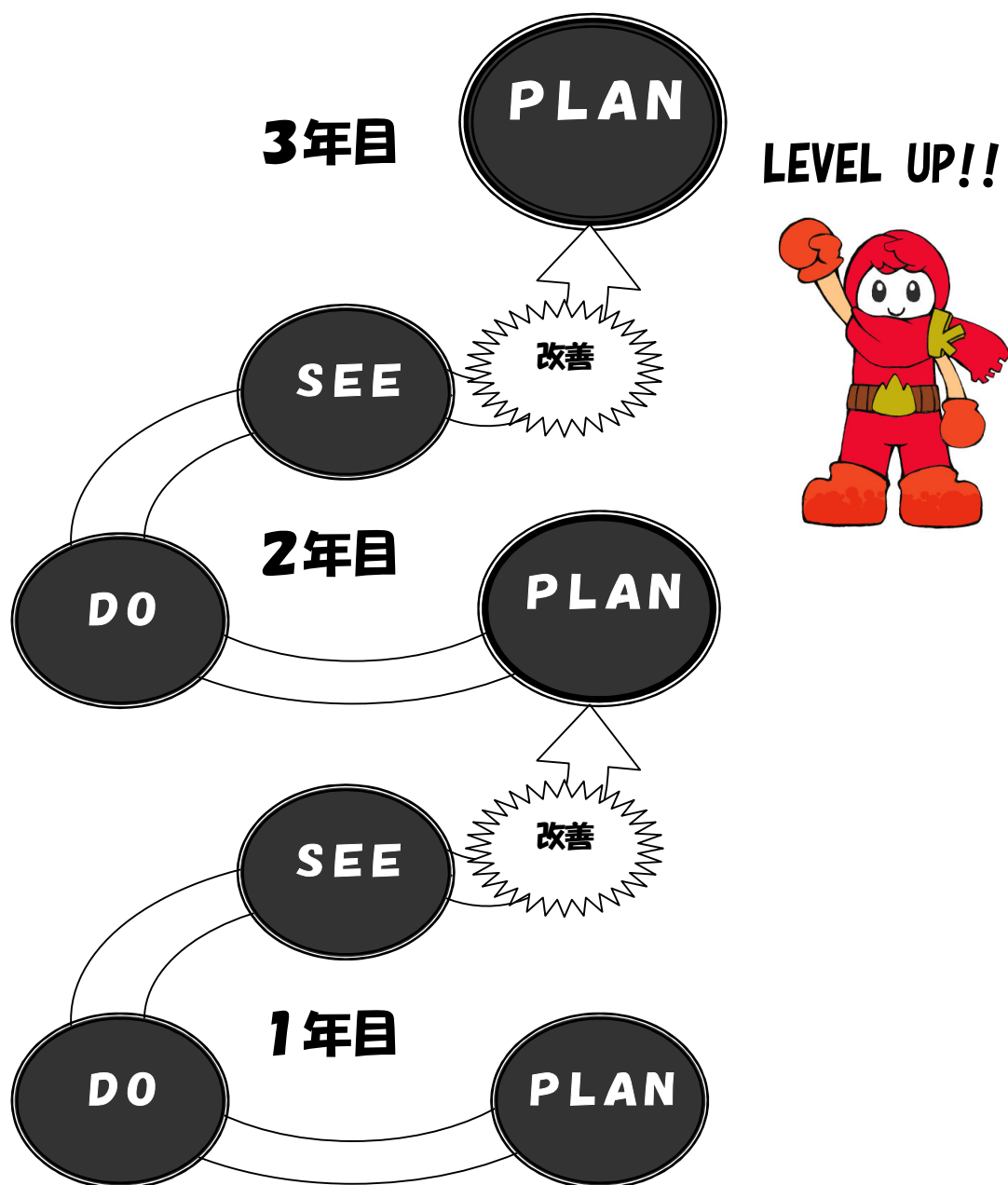
⑤地域づくり活動サイクル (PDS サイクル) の確立



より良い地域づくりをしていくためには、活動の計画を作成し、実際に活動した後、活動の「ふりかえり」を行い、それを踏まえた上で見直しを行い、次の計画を作成していく・・・といった年間の活動のサイクルを作っていくことが重要です。

(「ふりかえり」の方法は、事業実施後の自己評価、相互評価及び第三者による評価などがあります。)

下図のような【PLAN 計画づくり】→【DO 実行】→【SEE ふりかえり】というPDSサイクルにより、事業の計画づくりや改善につなげ、前年よりも活動を向上、充実させていけるような「組織づくり」、「仕組みづくり」が必要となります。



⑥地域づくり協議会に対する支援

ア 財政的支援

市内21地域の地域づくり協議会が地域づくり計画に基づいた活動を円滑に行うためには、活動費が必要になってきます。

そこで地域づくり計画に基づき実施される、地域の課題を解決するための活動や、そのための組織運営を担う事務局経費などに対して「地域づくり交付金」を交付します。

イ 人的支援

それぞれの地域の個性を活かした地域づくりを推進するため、地域と行政のつなぎ役あるいは地域づくりのサポート役として、行政経験を積んだ職員を「地域担当職員」として各地域交流センターに配置します。

地域担当職員は、地域の状況を把握し、地域の目指す姿の実現に向け、地域のみなさんと共に考え、地域に寄り添いながら、地域が主体となって実施する活動に対して側面からの支援をしていきます。

具体的には、地域づくり協議会の組織づくりや、地域づくり計画の策定（見直し）支援、法律、制度などに関する専門的かつ具体的なアドバイスや、行政手続きが必要となる場合に関係機関との調整などを行います。

**地域づくりの中心となる
地域づくり協議会を、積極的に
支援していきます。**

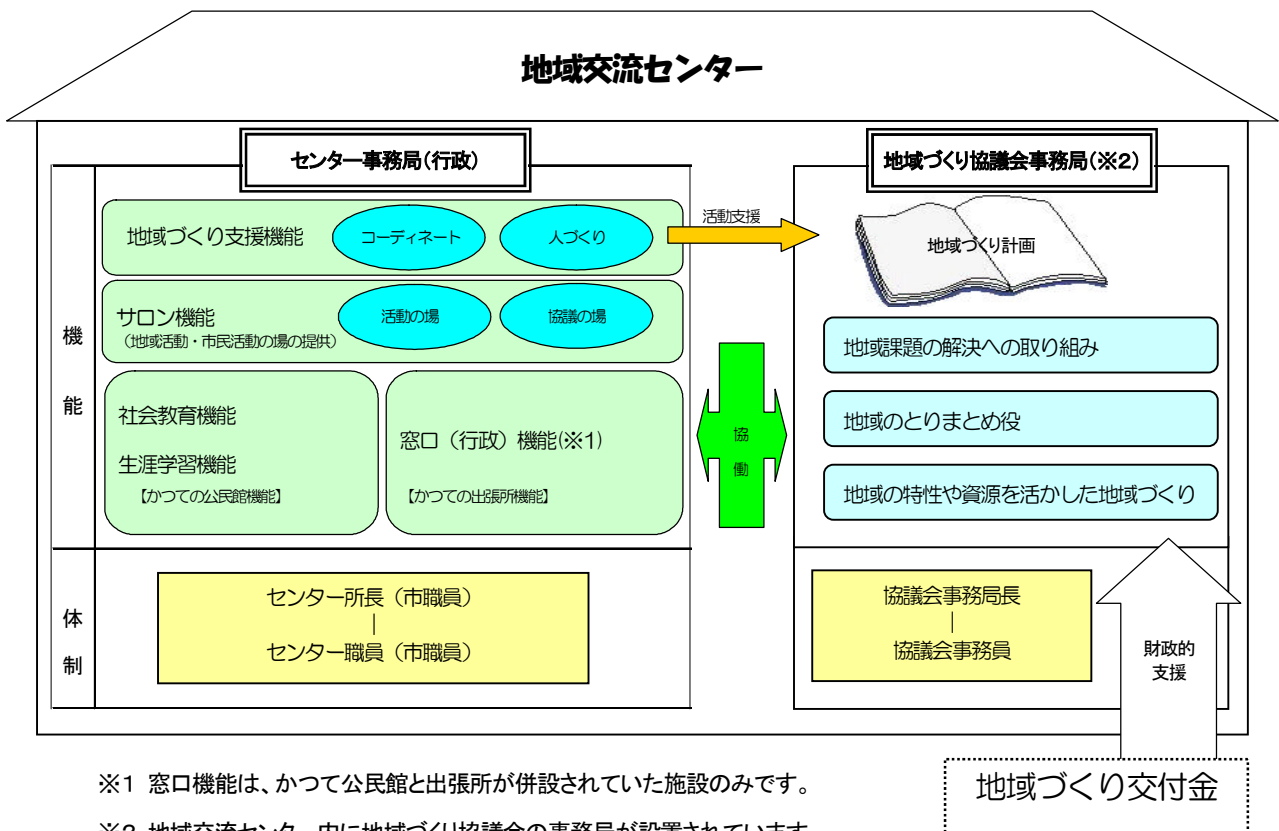


◆地域交流センター

協働によるまちづくりを進めていくためには、市民の誰もが利用でき、さらに地域をサポートする機能のある施設が必要となることから、総合的な地域づくりの拠点として各地域の公民館を「地域交流センター」として平成21年4月に設置しました。

「地域交流センター」は、公民館がこれまで行ってきた生涯学習・社会教育機能に加え、地域づくり協議会による地域づくり活動の支援機能や、様々なまちづくりの主体の活動拠点としての機能を備えた施設です。

今後、老朽化、狭隘化した施設については改築・改修を進めていきます。



公民館の生涯学習・社会教育機能に地域づくり機能を加えたものが、地域交流センターです。



(3) 市民活動団体 (NPO・ボランティア・生涯学習・社会教育団体など)

●市民活動とは、「営利を目的としない市民の自発的、自主的な社会貢献活動で、不特定多数の利益（公益）の増進に寄与することを目的とする活動」のことをいい、「市民活動を組織的かつ継続的に行う団体」を「市民活動団体」といいます。

●NPOなどの市民活動団体は、自らの社会的使命（ミッション）の実現のために、その活動を充実させるとともに、市民の皆さんに対して、自己実現・社会参加の機会の提供や、知識や技能を還元するなどの地域貢献活動を行っていきます。さらに、地域課題や社会課題の解決の担い手として、その専門性等を活かして、地域コミュニティや行政等と協力・連携し、主体的に協働によるまちづくりを推進します。

●また、市民活動団体は、その活動を活性化・本格化させていくために、組織運営、資金、人材確保などのマネジメント能力の向上や、積極的な情報発信により社会的評価を得られるよう努めるなど、自立した活動を継続していくための取り組みが大切です。

① 市民活動の特徴、特性

市民活動には、以下の表のような特徴や特性があります。

	市民活動の特徴、特性
自発的、自主的	市民自らの価値観に基づいて自発的、自主的に取り組むため、独自に活動することができます。
個別性、多様性	公平性・画一性を原則する行政サービスと異なり、少数のニーズにも個別、多様に対応することができます。
先駆性、開拓性	公平性や平等性、利益追求を考えず、独自の社会的使命（ミッション）をもって活動を展開できるため、行政や事業者が対応できない分野への進出が可能であり、先駆的、開拓的な取り組みができます。
柔軟性、機動性	行政のように法律などの制度的な裏づけを必要としないため、柔軟に対応できるとともに、事務手続きに時間を要しないため、迅速で機動力のある対応ができます。
専門性、提言性	テーマを特化して取り組むことが可能なため、専門性を高めやすい状況にあるとともに、提言性を持っています。
地域性、当事者性	市民活動は、市民が地域や社会の課題やニーズに気づき、自らが必要性を提起し、又は呼びかけに応じて行動する活動です。地域の課題解決に取り組み、地域ニーズに沿った社会的サービスが提供できるとともに、当事者の視点に立ってきめ細やかな活動を行うことができます。

② 期待される役割

ア 公共サービスの担い手

市民活動団体は、活動領域や内容が多様なことに加え、組織の形態が縦割りの仕組みに縛られていないという特徴を持っています。

そのため、行政や事業者では十分に対応しきれなかった社会や地域の個別の課題やニーズに気づき、迅速かつ柔軟に対応することが可能なことから、これからのまちづくりを支える新しい力として期待されています。

イ 市民の社会貢献の機会提供

市民活動は、市民の皆さん一人ひとりが社会の課題に気づき、自分で考えて行う活動であり、自らの個性や能力を発揮して社会貢献する機会でもあります。多くの市民活動団体が存在することにより、多様な社会貢献の機会が提供されます。

ウ まちづくりの推進力

市民活動団体は地域を越えた幅広い市民の皆さんの声を把握できることから、その活動を通して市民ニーズをまちづくりに反映させることが期待されています。

また、行政が設置する各種審議会・協議会等に委員として参画したり、施策の検討や事業実施において、役割分担を行いながら協力・連携し、まちづくりを進めていくことを期待されています。

エ まちづくりの主体同士の協力・連携

高齢者介護や子育て、防災や防犯など地域には取り組まなければならない様々な課題がありますが、中には地域だけでは解決できないものもあります。

そのような課題を解決していくために、市民活動団体はその専門性等を活かして、地域コミュニティや行政とともに、それぞれの特性を理解しながら、力を発揮できるよう協力・連携することにより、まちづくりに向けた相乗効果が期待されています。

オ 雇用創出・経済活動への貢献

市民活動団体は、社会の中に新しい事業やマーケット（市場）を創り出すなど、新たな就業機会を生み出す地域社会における社会経済活動の担い手となる可能性をもっており、地域経済の活性化にも力を発揮することが期待されています。

市民活動団体は、まちづくりの新しい担い手として、様々な役割が期待されています。



◆市民活動支援センター「さぼらんて」

市民活動支援センターは、平成13年12月に「市民活動の支援機能が重要であることから、各種の支援機能を立ち上げ、運用し、さらに機能の充実強化するための拠点」という位置づけのもとに設置しました。センターの開設以来、「市民活動のきっかけづくり」を主体に置きながら、「市民活動団体の支援」にも取り組んできました。

センターでは、ソフト機能を併せ持つ支援拠点として「相談」、「人材発掘・養成」、「事務局支援」、「普及・啓発及び情報収集」、「ネットワーク」業務について事業展開し、団体の立ち上げや円滑な組織運営のための側面的支援を行っています。

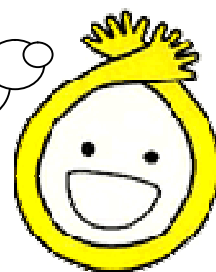
市民の目線での業務運営により、多くの市民活動団体の信頼を得ることとなり、幅広いネットワークも形成されつつあります。

市民活動をされている方や、市民活動に興味のある方は、ぜひご利用ください。



センターの愛称である「さぼらんて」とは、「さぼーと・ボランティア・手」を表し、市民のみなさんが手をつなぎ、すてきな輪が広がることを願ってつけられたものです。

マスコット：てって



(4) 事業者

- 事業者は、自らが社会貢献活動を通じて積極的にまちづくりに参加することもありますし、従業員等に地域活動や市民活動に参加しやすい環境をつくったり、活動に対して助成や寄付、物的な支援を行ったり、専門的技術力を地域社会に還元するなど、経営資源を活用した活動を展開することが考えられます。
- また、地域コミュニティ活動や市民活動への参加、側面支援などの社会貢献活動を通じて、協働によるまちづくりの推進に寄与します。

事業者には、地域社会を支える公共の担い手としての期待が高まっています。



(5) 教育機関

- 市内には、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学などの様々な教育機関があります。教育機関では、豊かな人間性を育むため、その段階等に応じたボランティア活動などの社会奉仕活動の体験機会の充実や地域との連携を図るなどの取り組みにより、協働によるまちづくりの推進に寄与します。
- 近年、大学などの高等教育機関は、専門家や研究家の集団として、様々な研究成果が新しい価値を生み出し、地域を変えています。また、地域貢献活動として、市民の皆さんに積極的に学ぶ場を提供したり、まつりなどのイベントを通じて学生と地域住民との交流を深めるなど、地域社会との連携も図られています。

これからは、教育機関と地域の連携が重要になってきます。



(6) 行政

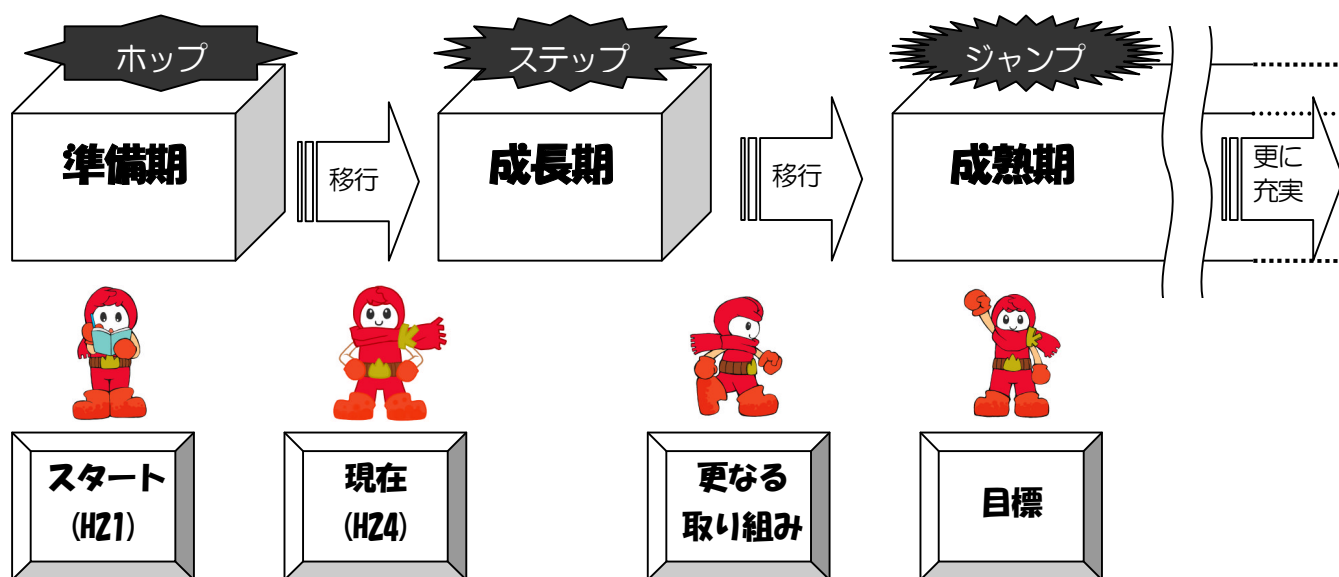
- 「市民と行政が連携・協力して行う領域」において、行政が果たすべき役割をしっかりと果たすとともに、「行政が主体性をもって行う領域」においては、幅広く市民の皆さんに意見を求めたり、参加・参画を得るなど、市民の皆さんと共に進めていきます。
- 社会に貢献する活動を促進するため、活動しやすい基盤を整備するとともに、コーディネーターとして多様な協働の仕組みづくりを進め、その活動を支援していきます。
- 協働によるまちづくりについて理解を深め、市民の皆さんと円滑な協働を進められるよう、職員の意識向上を図ります。

職員も地域の一員として、地域活動に積極的に参加していきます。



8 地域づくりの充実に向けたプロセス

本市が進める地域づくりは次のようなスケジュールで進めていく予定としています。



1 準備期（地域づくりの基礎固め）

- ①地域交流センターの設置（行政）
- ②地域づくり協議会の設置（地域）
- ③地域づくり計画の策定（地域）
- ④地域担当者制度と地域活動応援隊制度等による地域支援体制の整備（行政）
- ⑤地域交流センターや地域づくり協議会で行える事務の整理（行政）

期間
～4年
程度

2 成長期（地域交流センター、地域づくり協議会を中心とした地域づくり）

- ①住民に身近なサービス提供の充実に向け、適正な人員・予算・権限を地域交流センターへ移譲（行政）
- ②地域づくり計画に基づき、地域づくり協議会を中心とした地域づくりの推進（地域）
- ③地域づくりを支援する地域自治支援組織（中間支援組織）の設置（行政）
- ④総合計画と地域づくり計画の連動（行政）
- ⑤新たな地域自治組織の検討と実現に向けた住民意識の醸成（地域、行政）

期間
～9年
程度

3 成熟期（やまぐち式地域自治区を中心とした地域づくり）

- ①やまぐち式地域自治区（新たな地域自治組織）の設置（地域、行政）
- ②やまぐち式地域自治区による、地域づくり計画に基づいた、自主自立によるまちづくりの実施（地域）

期間
10年
程度～

第4章 具体的にどのようなことをするのですか

1 推進方針、推進施策

平成21年の協働のまちづくり条例の施行を皮切りに、市内各地域では地域づくりの中心となる地域づくり協議会が組織され、地域づくり交付金を活用して魅力ある地域づくりが進められており、また市民活動団体や事業者等との連携も見られるなど、協働によるまちづくりは着実に進んでいます。

今後、協働によるまちづくりを具体的に進めていくため、これまでの進捗状況をふまえながら、次の4つの推進方針（Ⅰ～Ⅳ）と推進施策に沿った取り組みについて、諸情勢を考慮しながら行います。

Ⅰ 参加しやすく、活動しやすい環境づくりを進めます

地域のことは地域で解決できるまちづくりを目指すとともに、市民が主体となれる参加しやすい、活動しやすい環境づくりを進めます。

そのために、地域活動や市民活動がさらに活発に行われるように、それぞれの支援を行うとともに、様々なまちづくりの主体をつなぐ中間支援機能の充実を図ります。

また、市が主体となって進める基本的な計画の立案等において、市民から意見を得る機会の拡充を図るなど、市政への参画を進めます。

【推進施策】

- (1) 活動（交流）拠点機能の充実
- (2) 活動の活性化、自主・自立のための活動支援
- (3) 資金確保支援機能の充実
- (4) 評価検証機能の充実
- (5) 中間支援機能（相談・コーディネート機能）の充実 ※コーディネート...調整・取りまとめ
- (6) 市政への参画の仕組みづくり



Ⅱ 情報の共有化により、活動の活性化を図ります

協働によるまちづくりの推進には、市政の情報や様々な団体の活動情報など、まちづくりに関する情報の共有が不可欠です。

そのため、市民と行政は様々なまちづくりの情報を提供したり、受け取る機会を確保し、相互に必要な情報を共有することにより、様々な活動の活性化を図ります。

【推進施策】

- (1) 協働によるまちづくりの考え方の発信機能の充実
- (2) まちづくり情報の提供・発信機能の充実
- (3) 行政情報の提供・発信機能の充実
- (4) 調査・研究機能の充実
- (5) ネットワーク支援機能の充実



※ネットワーク…複数の主体のつながり

Ⅲ 人づくりを通じて、協働の意識醸成を図ります

まちづくりの主体である市民が積極的かつ継続的に協働によるまちづくりに取り組むためには、その担い手となる人材が重要です。

そのため、様々な場面で新たな公共領域を支える人材を発掘・育成していきます。

【推進施策】

- (1) 人材発掘機能の充実
- (2) 人材育成・支援機能の充実



Ⅳ 協働推進体制を整備するとともに、市職員の意識改革を行います

行政の協働推進体制の整備を図ります。

職員研修等を通じて市職員の意識改革を図ります。

【推進施策】

- (1) 庁内の協働推進体制の整備
- (2) 市職員の協働意識の向上
- (3) 市職員のまちづくりへの参加促進



**各推進施策にかかる個々の取
り組み（推進項目）の詳細と年度
別計画は、次ページ以降の「実行
計画」に掲載しています。**

